



交通安全通信

2021. 4
第 2 号
秋田中央警察署
交通課

～ 自転車の安全利用について ～

1 自転車安全利用五則

- ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④ 交通ルールを守る
 - ・ 飲酒運転、二人乗り、並進の禁止
 - ・ 夜間はライトを点灯
 - ・ 交差点での信号遵守と一時停止、安全確認の励行
- ⑤ 子どもはヘルメットを着用

2 自転車事故防止のポイント

～事故に遭わないために～

- ① 信号がない交差点を通行する時は、必ず一時停止をして、交差道路の安全確認を!!!

☆「いつも車が来ないから・・・」と油断しない☆

- ② 青信号でも交差道路や右左折車の確認を!!!

☆信号の変わり目は要注意☆

- ③ 歩道通行中でも車の動きに注意を!!!

☆交差道路から出て来る車や、駐車場、コンビニ等に入出する車両の動きに注意☆ 見通しが悪い小路との交差点は要注意!!!

- ④ 進路変更時は一旦止まって、後方の安全確認を!!!

☆駐車車両を避けるため、いきなり進路変更をすると、後方から来た車と衝突の危険があります☆

☆小学生の自転車事故事例☆ 母親に約9520万円の賠償命令

～神戸地裁～

近年、自転車利用者が加害者となる事故の賠償金が高額化しています。過去には、小学生が乗った自転車にはねられた当時60歳代被害女性の家族と保険会社が、児童の母親に対して損害賠償を求めた訴訟判決で裁判官が母親に対して、約9520万円を支払うよう命じた裁判例がありました。



自転車安全利用推進運動強調期間
令和3年4月1日～5月31日

